

## 簡易劣化度評価票

所管部局			所管課					調査日	
施設名			棟名					記入者	
構造種別		延床面積		階数	地上 階	地下 階		建築年度	

部 位	所 見	評価
建築物の外部		
屋上及び屋根		
建築物の内部 (給排水・空調設備含む)		
敷地及び地盤		

特記事項(特に劣化が進んでいる部位があれば、その内容を記載)

	劣化度
	/100点

## 1 評価基準

劣化状況の調査結果をもとに、以下の基準で評価する。

評価	基 準
A	概ね良好
B	部分的に劣化(安全上、機能上の問題なし) 又は 部位が「建築物の内部」の経過年数が20~40年
C	広範囲に劣化(安全上、機能上での不具合発生の兆し) 又は 部位が「建築物の内部」の経過年数が40年以上
D	早急に対応する必要がある(安全上、機能上の問題あり・躯体の耐久性に影響を与える)等

## 2 劣化度の算定

劣化度とは、建物に関する4つの部位について劣化状況を4段階で評価し、100点満点で数値化した評価指標である。①部位の評価点と②部位のコスト配分を下表のように定め、③劣化度を100点満点で算定する。劣化度は数値が小さいほど劣化が進んでいることを示す。

## ①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

## ②部位のコスト配分

部 位	コスト配分
建築物の外部	17.2
屋上及び屋根	5.1
建築物の内部(設備含む)	22.4
敷地及び地盤	5.3
計	50

【参考】  
学校施設の長寿命化計画  
策定に係る解説書

## ③劣化度

総和( 部位の評価点 × 部位のコスト配分 ) ÷ 50
------------------------------